

令和8年度 第1回浜松市労働教育協議会次第

日時：令和8年7月6日（月）
午後2時00分～
会場：浜松市勤労福祉センター
2階 中会議室1

1 開会

2 新任委員紹介

3 議事

（1）令和7年度労働・雇用に関する事業について

資料1

資料1（参考）

（2）令和8年度労働・雇用に関する事業について

資料2

（3）就職氷河期世代支援事業の評価について

資料3

4 意見交換

5 閉会

浜松市労働教育協議会

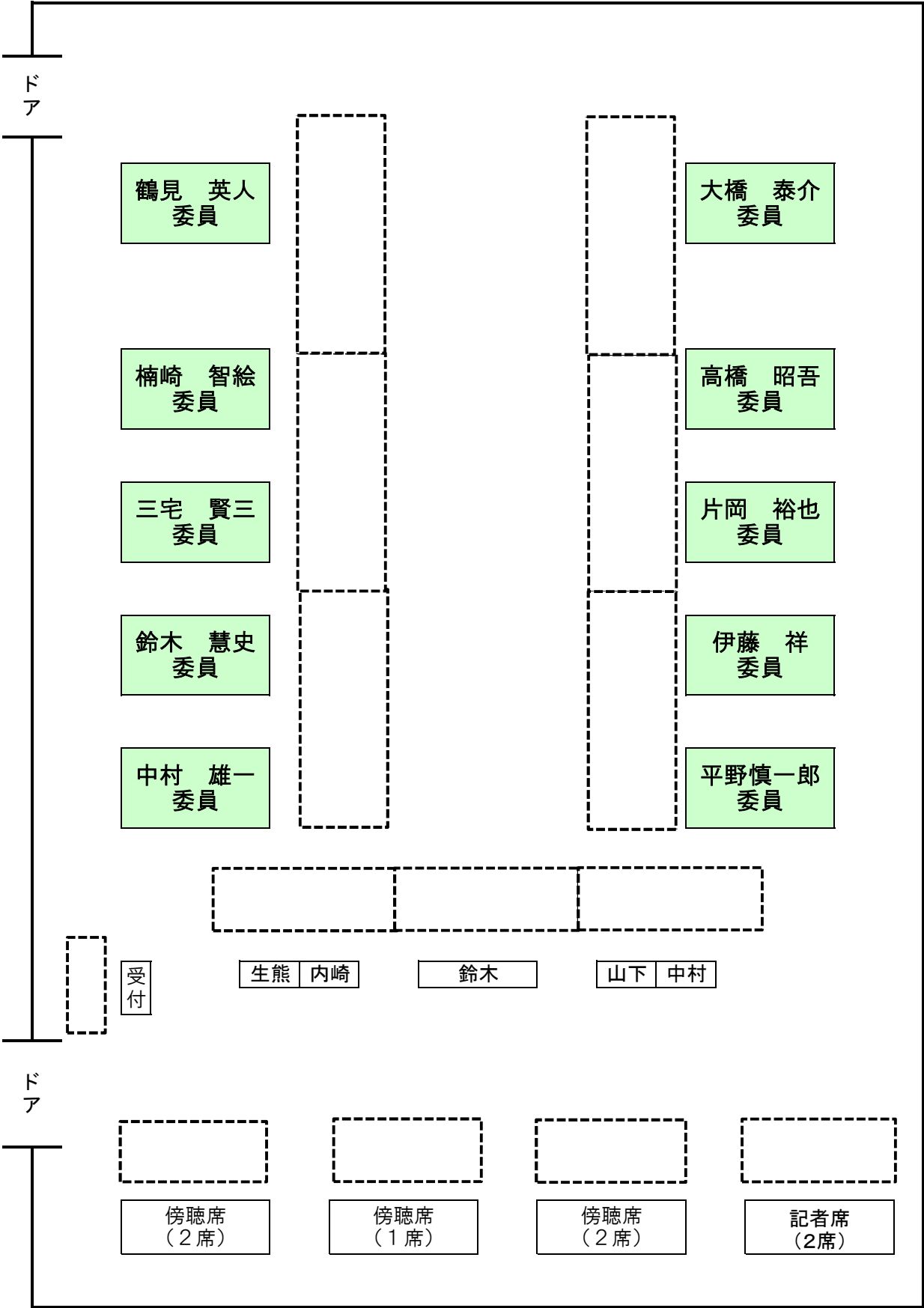
浜松市労働教育協議会委員名簿(任期:令和10年5月31日まで)

敬称略

区分	氏名	職場	補職名	備考
労働者代表	中村 雄一	ヤマハ労働組合	中央副執行委員長	1期目
	鈴木 慧史	浜松市教職員組合	執行委員長	1期目
	大橋 泰介 (副委員長)	浜松ホトニクス労働組合	書記長	2期目
経営者代表	三宅 賢三	スズキ株式会社	人事部 人事企画課課長	1期目
	鶴見 英人 (委員長)	遠州鉄道株式会社	人事部長	2期目
	楠崎 智絵	社会福祉法人聖隷福祉事業団	法人本部シェアード サービスセンター課長	2期目
学識経験者	高橋 昭吾	浜松職業能力開発短期大学校	校長	1期目
	片岡 裕也	浜松労働基準監督署	署長	1期目
	伊藤 祥	浜松公共職業安定所	所長	1期目
	平野 慎一郎	静岡県社会保険労務士会浜松支部	支部長	1期目

座席表

中会議室 1



浜松市労働教育協議会条例

昭和 37 年 10 月 1 日

浜松市条例第 27 号

改正 平成 13 年 3 月 26 日浜松市条例第 7 号

平成 14 年 3 月 26 日浜松市条例第 6 号

平成 17 年 6 月 1 日浜松市条例第 47 号

平成 20 年 3 月 21 日浜松市条例第 30 号

平成 31 年 3 月 15 日浜松市条例第 21 号

〔注〕平成 17 年 6 月から改正経過を注記した。

（設置）

第 1 条 市は、労働教育及びこれに関する事務の合理的運営に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、浜松市労働教育協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 20 条例 30 ・一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

- （1）労働問題についての啓発及び宣伝に関すること。
- （2）労働についての講座及び行事の開催に関すること。
- （3）労働者の福利厚生に関すること。
- （4）その他労働教育に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- （1）労働者
- （2）経営者
- （3）学識経験者

（平 17 条例 47 ・平 20 条例 30 ・一部改正）

（役員）

第 4 条 協議会に委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

- 5 委員長及び副委員長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(平20条例30・一部改正)

(任期)

- 第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平31条例21・一部改正)

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

- 第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日浜松市条例第7号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日浜松市条例第6号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の際現に委員の職にある者の任期から適用する。

附 則 (平成17年6月1日浜松市条例第47号)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から平成19年5月31日までの間に委嘱される浜松市労働教育協議会の委員の任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市労働教育協議会条例、(中

略) (以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

- 3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市労働教育協議会条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。